

福祉行政のあらまし

平成28年度版

愛知県新城設楽福祉相談センター

目 次

第1	地域のあらまし	1
第2	福祉相談センターの沿革	3
第3	組織及び事務分掌	4
第4	地域福祉課の業務	5
1	生活保護	5
2	生活困窮者自立相談支援事業	6
3	民生委員・児童委員	6
4	行旅病人及び行旅死亡人	6
5	家庭児童相談室	7
6	圏域保健医療福祉推進会議	8
7	高齢者福祉	9
8	児童福祉	11
9	母子・父子・寡婦福祉	13
10	障害者福祉	15
11	女性相談センター新城設楽駐在室	19
第5	児童育成課の業務	20
	【児童相談の状況】	20
1	相談の種類	20
2	相談・指導等の状況	21
3	一時保護の状況	23
4	児童福祉施設等への入所状況	23
5	里親、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の状況	23
6	児童措置費負担金徴収状況	24
7	養護相談の状況	25
8	障害相談の状況	27
9	非行相談、育成相談の状況	27
	【障害者相談の状況】	28

第1 地域のあらまし

新城設楽福祉相談センターの所管する新城市、北設楽郡は、愛知県の東北部に位置し、北は長野県に、東は静岡県に接している。管内の北東部は天竜川、中央部は豊川、北西部は矢作川の流域からなり、これらに注ぐ数多くの支流と木曾赤石山系の標高 300～1,400メートルの山々が峰を連ね、変化に富んだ地形となっており、県内最高峰の茶臼山、奇岩林立する鳳来寺山など自然景観に恵まれた風光明媚な景勝地が各所に点在している。

気候は、北設楽郡において、冬季に平均気温が1度以下となる地域もあるが積雪は少なく、冬寒く夏涼しい。一方、新城市においては、平均気温が15度と北設楽郡より3～4度ほど高く管内の温度差が大きい。また、年間降水量は、1,500～2,400ミリと県内でも雨の多い地域であるため、東三河一帯の水源かん養地域となっているとともに、豊富な雨量は林木の成育に適しており、県内有数の林業地帯を形成している。

管内の人口は、若年層の流出により過疎化、高齢化が進行しており、平成27年の国勢調査では人口56,811人となり、平成22年より3,915人減少している。

管内の主要産業は、稲作、野菜、花き、茶、果樹、畜産などの農業、木材資源を基盤とする林産業、ニジマス・アマゴなどの養殖漁業、天竜奥三河・愛知高原国定公園を始めとした観光・レクリエーション産業、また、内陸工業地域の整備による進出企業活動等であり、地域の特性をふまえた産業の振興が図られている。

公共交通機関は、JR飯田線が新城市を経て東栄町の東南端を走っており、民営バスのほか市町村営バスも運行されているが、山間部での住民の足は自家用車に大きく依存しており、バス路線は赤字経営のため公費による補助が行われている。

平成24年3月には三遠南信自動車道の鳳来峡ICから浜松いなさ北IC間が、4月には浜松いなさ北ICから浜松いなさJCT間、新東名高速道路の御殿場JCTから三ヶ日JCT間が、同時開通した。平成28年2月には豊田東JCTから浜松いなさJCT間が開通し、地域の活性化に貢献する“交流の道”、医療サービス・救命率の向上に資する“命の道”、安全・安心な地域ネットワークを構築する“安全の道”としての効果が期待されている。

この地域としては、生活環境や就業環境を含めた産業基盤の整備を図るとともに、自然と調和ある観光資源を活かしながら、都市住民との交流や教育文化の充実を図り、住民福祉の向上に努めている。

管内の人口及び世帯数

(平成27年4月1日現在)(単位:世帯、人、%)

	世帯数	人口	0～14歳		15～64歳		65歳以上		
			人口	割合	人口	割合	人口	割合	
新城市	16,466	47,107	5,673	12.0	26,162	55.5	15,272	32.4	
北設楽郡	設楽町	2,026	5,025	407	8.1	2,229	44.4	2,396	47.7
	東栄町	1,412	3,372	277	8.2	1,411	41.8	1,691	50.1
	豊根村	500	1,142	105	9.2	485	42.5	563	49.3
郡計	3,938	9,539	789	8.3	4,125	43.2	4,650	48.7	
合計	20,404	56,646	6,462	11.4	30,287	53.5	19,922	35.2	
愛知県	3,042,984	7,441,315	1,035,750	13.9	4,607,912	61.9	1,740,848	23.4	

(注) 1 人口は、あいちの人口(県民生活部統計課)による数値

2 年齢3区分の市町村別人口は、平成27年10月1日の国勢調査結果が確定していないため、平成27年4月1日が最新の数値

3 年齢3区分に年齢不詳は含まないため、年齢3区分人口の合計は人口総数と一致しないことがある。

人口の推移

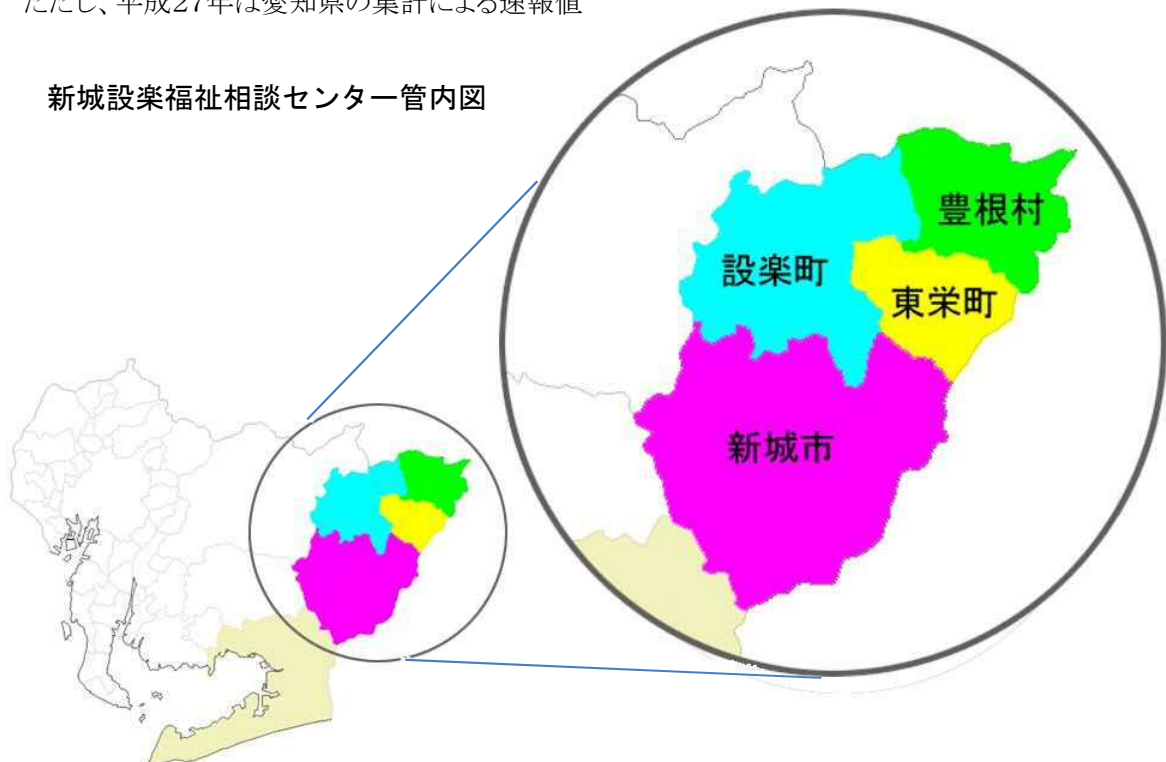
(単位:人)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
新城市	54,584	54,602	53,603	52,178	49,864	47,150	
北設楽郡	設楽町	8,225	7,599	6,959	6,306	5,769	5,077
	東栄町	5,441	5,124	4,717	4,347	3,757	3,448
	豊根村	1,813	1,722	1,629	1,517	1,336	1,136
郡計	15,479	14,445	13,305	12,170	10,862	9,661	
合計	70,063	69,047	66,908	64,348	60,726	56,811	
愛知県	6,690,603	6,868,336	7,043,300	7,254,704	7,410,719	7,484,094	

(注)国勢調査(10月1日現在)

ただし、平成27年は愛知県の集計による速報値

新城設楽福祉相談センター管内図



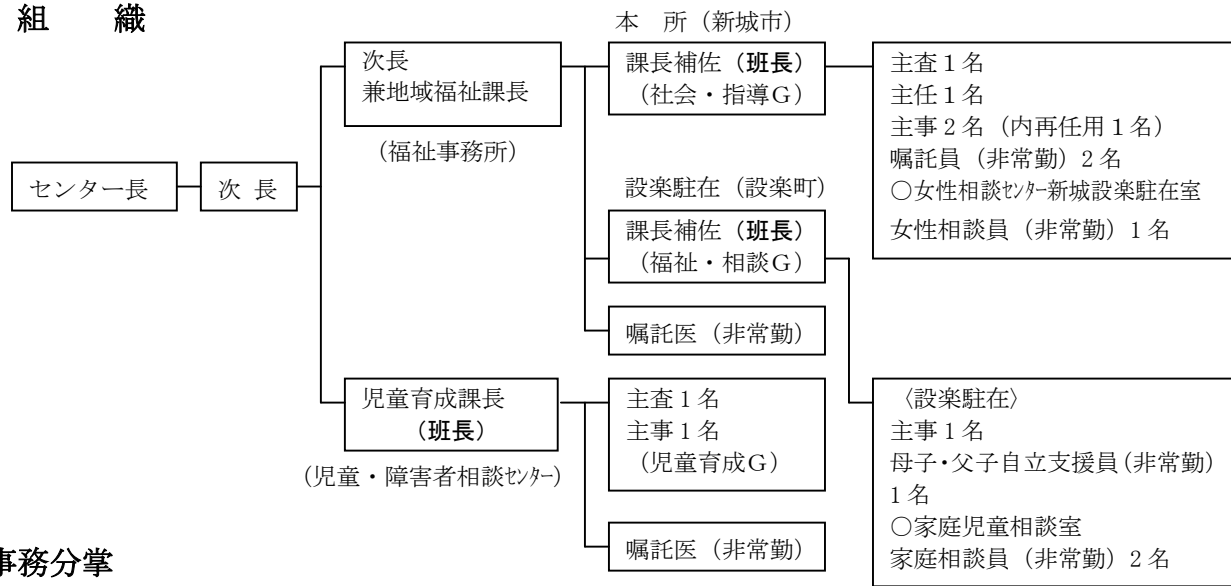
第2 福祉相談センターの沿革

年月日	旧 新城事務所	旧 設楽事務所	旧 児童相談所
昭和23年6月30日			豊橋地方児童相談所設置 □管轄区域【東三河全域】 ■位置 豊橋市中八町元連隊内
昭和26年7月18日			豊橋市松山町37 新築移転
昭和26年9月1日	八楽地方事務所に民生課設置 □管轄区域【南設楽郡、八名郡】 ■位置 新城市字東入船118	北設楽地方事務所に民生課設置 □管轄区域【北設楽郡】 ■位置 設楽町大字田口字小貝津6-1	
昭和27年5月27日			豊橋児童相談所に名称変更
昭和30年11月10日	新城事務所に名称変更	田口事務所に名称変更	
昭和31年9月30日	管轄区域を南設楽郡に変更	設楽事務所に名称変更	
昭和33年11月1日	新城市制施行 □管轄区域【新城市、南設楽郡】		
昭和37年11月27日		設楽総合庁舎 新築 ■位置 設楽町大字田口字小貝津6-2	
昭和37年12月6日	新城総合庁舎 新築 ■位置 新城市字石名号20-1		
昭和43年3月30日			豊橋市瓦町通1-84-3 新築移転
昭和54年4月1日			豊橋児童相談所出張相談所設置 ■位置 新城市川路字連吾25 新城市おおぞら園内
平成14年4月1日	(地方機関再編による統合) 新城設楽事務所健康福祉課設置 □管轄区域【新城市、北設楽郡(稲武町除く)、南設楽郡】 ■位置 新城市字石名号20-1(新城総合庁舎内) 設楽駐在(福祉・相談グループ)設置 ■位置 設楽町田口字向木屋28-2(新城保健所設楽保健所分室内)		(地方機関再編による統合) 新城設楽児童相談センター設置 □管轄区域【同左】 ■位置 新城市字中野6-1 (新城保健所庁舎内2階)
平成17年10月1日	鳳来町・作手村(南設楽郡)が新城市と合併したことに伴う管轄区域変更 □管轄区域【新城市、北設楽郡】		同左
平成20年4月1日	新城設楽福祉相談センター設置(地方機関再編による名称及び体制の変更) □管轄区域 新城市、北設楽郡 ■位置 新城市字中野6-1(新城保健所庁舎内) ○課名 地域福祉課(社会・指導グループ、(設楽駐在)福祉・相談グループ) 児童育成課		
平成27年3月16日	設楽駐在を新城設楽建設事務所設楽支所内へ移転 ■位置 設楽町田口字川原田6-18(新城設楽建設事務所設楽支所内)		

第3 組織及び事務分掌

(平成28年4月1日現在)

組 織



事務分掌

地域福祉課

- ・ 文書及び公印の管守に関する事。
- ・ 職員の人事・服務、安全衛生(健康管理)、福利厚生に関する事。
- ・ 予算、会計及びその他の庶務に関する事。
- ・ 付属設備及び物品の保安全管理に関する事。
- ・ 民生委員及び児童委員に関する事。
- ・ 生活保護に関する事。
- ・ 生活困窮者自立支援に関する事。
- ・ 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事。
- ・ 戦没者遺族等の援護に関する事。
- ・ 中国残留邦人等の援護に関する事。
- ・ 児童、母子家庭及び父子家庭の福祉に関する事。
- ・ 高齢者の福祉に関する事。
- ・ 介護保険(保険者指導)に関する事。
- ・ 身体障害者及び知的障害者の福祉に関する事。
- ・ 保健、医療及び福祉に係る連絡調整に関する事。
- ・ 福祉事務所の業務に関する事。
- ・ 要保護女子・DVケースの相談指導、女性福祉に関する事。
- ・ その他社会福祉に関する事。
- ・ その他の課の所管に属さない事。

〔嘱託医〕 児童育成課

- ・ 生活保護法による医療扶助の適正実施に関する事。
- ・ 児童の相談に関する事。
- ・ 児童及びその家庭に係る必要な調査及び社会的な判定指導に関する事。
- ・ 障害児入所給付費の支給の決定及び取消しに関する事。
- ・ 児童福祉法第26条及び第27条の規定による措置及び指導に関する事。
- ・ 里親委託後の指導に関する事。
- ・ 施設入所後の家庭並びに施設退所後の児童及び家庭の指導に関する事。
- ・ 児童及びその家庭に係る医学的、心理学的、教育学的及び精神保健上の判定指導に関する事。
- ・ 身体障害者及び知的障害者に関する相談及び指導に関する事。
- ・ 児童・障害者相談センターの業務に関する事(前各号に掲げる事務に関するものに限る。)

〔嘱託医〕

- ・ 児童の精神医学的診断に関する事。
- ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する事。

(注) ・ 家庭児童相談室長は次長、室次長は課長補佐(福祉・相談G)が兼務
 ・ 愛知県女性相談センター新城設楽駐在室長は、センター長が兼務

第4 地域福祉課の業務

1 生活保護

生活保護法（昭和25年法律第144号）は、憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするもので、①生活扶助②教育扶助③住宅扶助④医療扶助⑤介護扶助⑥出産扶助⑦生業扶助及び⑧葬祭扶助の8種類がある。

世帯類型別保護状況 (平成28年4月1日現在) (単位:世帯、人、%)

区分	被保護世帯										被保護人員	人口	保護率
	単身世帯				2人以上世帯								
	高齢者	障害者	傷病者	その他	高齢者	母子	障害者	傷病者	その他	計			
設楽町	4	2	2	1	-	-	-	-	-	9	9	4,975	0.18
東栄町	4	3	-	1	1	-	-	-	-	9	10	3,377	0.30
豊根村	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1,127	0.18
計	10	5	2	2	1	-	-	-	-	20	21	9,479	0.22

(注) 人口は、あいちの人口（県民生活部統計課）による数値

保護の基準

生活保護法による保護基準は、要保護者の年齢、世帯構成、所在地等に応じて厚生労働大臣が定めている。

モデル世帯の最低生活費（住宅扶助を除く）※平成28年4月1日現在

○33歳夫・29歳妻・4歳子の3人世帯

- ・設楽町、東栄町【3級地-1】 ————— 136,913円（名古屋市160,113円）
- ・豊根村【3級地-2】 ————— 131,643円

○68歳の単身世帯

- ・設楽町、東栄町【3級地-1】 ————— 67,310円（名古屋市79,790円）
- ・豊根村【3級地-2】 ————— 64,480円

[保護率]

(単位:%)

区分	国	県	管内
平成21年4月	1.30	0.36	0.34
平成22年4月	1.45	0.37	0.30
平成23年4月	1.56	0.54	0.25
平成24年4月	1.65	0.56	0.24
平成25年4月	1.70	0.59	0.19
平成26年4月	1.71	0.58	0.24
平成27年4月	1.70	0.59	0.23
平成28年4月	1.69	0.59	0.22

(注) 愛知県は、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市を除く市町村の平均

2 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法（平成27年4月1日施行）に基づき、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給等を実施し、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行っている。

【相談件数等】

平成27年度（単位：件）

相 談 数		支 援 方 法					支 援 結 果		
新規受付	延面接数	住居確保 給付金	生活福祉 資金貸付	就労 支援	生保就労 自立促進	その他	就 職	増 収	その他
18	19	-	1	-	-	4	1	1	-

3 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき、地域社会の福祉を増進することを目的とし、市町村の区域におかれている民間奉仕者で、厚生労働大臣から委嘱され、現在の任期は平成25年12月1日から3年間となっている。

その職務は、地域住民の生活状態を把握し、要保護者の相談に応じ、その更生を援助するとともに、福祉事務所、市町村等の関係機関に協力し、あるいは社会福祉施設と密接に連絡し、その機能を助ける等極めて広範囲に及んでいる。

また、児童福祉法第12条の規定により児童委員を兼ねることとなっており、児童福祉の増進にも重要な機能を果たしている。

主任児童委員は、児童委員活動の一層の推進を図ることを目的に、平成6年1月1日から設置され、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童委員と一体となった活動を行なっている。

民生委員・児童委員数

（平成28年4月1日現在）（単位：人）

区 分	新城市	設楽町	東栄町	豊根村	合 計
民 生 委 員	121	28	20	9	178
主任児童委員（再掲）	(12)	(2)	(2)	(1)	(17)

- ・ 活動費用弁償費 年額 58,200 円
- ・ 市町村民生委員協議会に活動費交付金を交付している。
- ・ 豊根村は平成28年12月1日より1名減の8名となるため、管内全体の民生委員は177名となる。

4 行旅病人及び行旅死亡人

行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、管内市町村が取り扱った行旅死亡人等の実費弁償に要する経費を県が負担することにより、円滑な行旅死亡人等の取り扱いを行なっている。

負担率：10/10（生活保護基準を適用）

【実施状況】

（単位：件、円）

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度
件 数	-	2	-	1
金 額	-	273,937	-	47,449

5 家庭児童相談室

昭和 39 年 4 月 1 日に家庭児童相談室が設置されて以来、家庭における児童養育、その他家庭児童の福祉向上を図るため、児童委員、学校、保育所、児童相談所、保健所等関係機関と連絡を密にし、北設楽郡管内 3 町村の要保護家庭の発見に努め、相談指導にあたっている。

また、町村が実施する乳幼児健康診断、子育て教室、園庭開放、民生委員協議会等にも参加し、情報交換を行なっている。

(1) 職員の配置状況

現職員数 3 名（兼務）、非常勤職員数 2 名（家庭相談員）

(2) 組織図

次長兼地域福祉課長

(室長)

課長補佐
(室次長)

社会福祉
主 事

家庭相談員
(2 名)

- ・家庭の児童養育の相談に応じること
- ・要保護児童家庭の訪問指導を行うこと
- ・家庭児童問題の実態調査を行うこと
- ・その他必要な相談、指導に応じること

※課長補佐（室次長）、社会福祉主事、家庭相談員は、設楽駐在勤務

家庭相談員相談指導延件数

(平成 27 年度) (単位：件)

区 分	性格・生活習慣	知能・技能	学校生活等			非 行	家族関係		環 境 福 祉	心 身 障 害	そ の 他	計
			人 間 関 係	登 校 拒 否	そ の 他		虐 待	そ の 他				
北設楽郡	64	81	-	13	-	-	2	40	-	13	5	218

6 圏域保健医療福祉推進会議

愛知県地域保健医療計画に定める2次医療圏又は21世紀あいち福祉ビジョンに定める福祉圏域で実施する保健・医療・福祉に関する施策について、その円滑かつ効果的な実施のために関係行政機関、関係団体、その他関係者から意見を得ること及び関係機関相互の連絡調整を行なうことにより、保健・医療・福祉の連携を図ることを目的として開催する。

- 対象地域 新城市、北設楽郡
- 構成員 市町村の代表、医師会の代表、歯科医師会の代表、薬剤師会の代表、病院協会の代表、社会福祉協議会の代表、民生・児童委員の代表、その他
- 事務局 新城保健所、新城設楽福祉相談センター

《開催状況》

(平成27年度)

会議内容	
第1回	<p>日時 平成27年9月2日(水) 午後1時20分から午後2時15分</p> <p>場所 新城保健所 会議室</p> <p>出席者 構成員：新城医師会長始め23人 事務局：新城保健所長始め：15人</p> <p>議題等 ① 地域医療構想について ② 地域包括ケアモデル事業について ③ 介護保険施設等整備承認について ④ 圏域内の精神保健福祉の状況と対策について</p>
第2回	<p>日時 平成28年1月6日(水) 午後1時30分から午後2時10分</p> <p>場所 新城保健所 会議室</p> <p>出席者 構成員：新城医師会長始め19人 事務局：新城保健所長始め：13人</p> <p>議題等 ① 地域包括ケアモデル事業について ② 北設楽郡の医療の状況について</p>

7 高齢者福祉

高齢化の進展とともに介護を社会全体で支えることを目的として介護保険制度が創設され、介護保険法が平成 12 年 4 月に施行された。

愛知県では、高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため、「高齢者保健福祉計画」（平成 12 年 3 月 第 1 期）を策定し、各種事業を積極的に推進している。

なお、平成 27 年 3 月には、第 5 期計画の評価の上に、必要な見直しを行い、「高齢者の自立と自己実現を地域で支える健康福祉」を基本理念とする「第 6 期愛知県高齢者健康福祉計画」を策定した。

また、同計画に定める 12 の老人福祉圏域のうち、東三河北部圏域（1 市 2 町 1 村）を当センターが所管している。

介護保険制度

介護保険制度は、高齢化の進展とともに、介護を社会全体で支えることを目的として創設され、事業の運営主体（保険者）は、市町村となっている。

当センターは、市町村に対して保険者指導を実施している。

月額保険料の状況【第 1 号被保険者 第 6 期（平成 27～29 年度）】（単位：円）

区 分		月額保険料	参 考
新 城 市		4,950	平均保険料（県）5,191 円 県内〔最高保険料 6,520 最低保険料 3,750〕
北 設 楽 郡	設楽町	5,700	
	東栄町	5,900	
	豊根村	5,300	

（参考）

- ・第 1 号被保険者：65 歳以上
- ・第 2 号被保険者：40 歳～65 歳未満の医療保険加入者

管内の状況（参考）

(1) 介護保険認定状況 (平成 27 年 4 月末現在) (単位：人、%)

区 分	総人口(a)	65歳以上人口(b)	高齢化率(c)=b/a	介護保険認定者数(d)	第1号被保険者認定者数(e)	出現率(f)=e/b	
新城市	47,107	15,272	32.4	2,889	2,841	18.6	
北設楽郡	設楽町	5,025	2,396	47.7	502	498	20.8
	東栄町	3,372	1,691	50.1	368	363	21.5
	豊根村	1,142	563	49.3	131	130	23.1
	郡 計	9,539	4,650	48.7	1,001	991	21.3
合 計	56,646	19,922	35.2	3,890	3,832	19.2	
愛知県	7,441,315	1,740,848	23.4	277,867	270,418	15.5	

- (注) 1 人口は、愛知県県民生活部統計課「あいちの人口」による数値(平成27年4月1日現在)
 2 年齢区分別の市町村別人口は、平成27年10月1日の国勢調査結果が確定していないため、平成27年4月1日が最新の数値
 3 介護保険認定者数及び第1号被保険者認定者数は、厚生労働省「介護保険事業報告」による数値
 4 出現率は、65歳以上人口に対する第1号被保険者認定者数の割合

(2) 介護度別認定者数 (平成 27 年 4 月末現在) (単位：人)

区 分	要支援1	要支援2	小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計	合計	
新城市	439	396	835	715	426	323	363	227	2,054	2,889	
北設楽郡	設楽町	71	65	136	117	72	60	52	65	366	502
	東栄町	65	33	98	96	57	42	34	41	270	368
	豊根村	21	17	38	27	21	15	14	16	93	131
	郡 計	157	115	272	240	150	117	100	122	729	1,001
合 計	596	511	1,107	955	576	440	463	349	2,783	3,890	
(割合%)	15.3	13.1	28.5	24.6	14.8	11.3	11.9	9.0	71.5	100	
愛知県	40,278	42,839	83,117	51,577	50,374	35,723	32,251	24,825	194,750	277,867	

(注) 厚生労働省「介護保険事業報告」による数値

(3) 老人福祉施設等設置状況 (設置数) (平成 28 年 4 月 1 日現在) (単位：カ所)

区 分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
新城市	3 (1)	2	3	1	2
設楽町	1	-	-	1	-
東栄町	1	-	-	-	-
豊根村	-	1	-	-	-
計	5	3	3	2	2

(注) 介護老人福祉施設のうち(1)は地域密着型施設

(4) 高齢者福祉施策

- 敬老祝い品の贈呈事業

老人の日にちなみ、多年にわたり社会の発展に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うため、数え100歳の高齢者に敬老祝い品を贈呈する。(事業開始：平成22年度)

贈呈対象者数 (平成 27 年度)

(単位：人)

新城市	設楽町	東栄町	豊根村	合 計
18	7	1	2	28

(注) 高齢福祉課調べ

8 児童福祉

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び児童憲章（昭和 26 年）の制定によって、全ての児童を心身ともに育成し、愛護するという児童福祉の基本理念が確立されて以来、この理念を基調として児童福祉に関する施策を推進している。

保育所への入所

保育所は、保護者の労働や疾病などにより、家庭で保育することができない乳幼児を入所させ、保護者に代わって保育し、児童の福祉を図っている。

保育所の設置状況 (平成 28 年 4 月 1 日現在) (単位：カ所、人、%)

区 分	保 育 所				へき地保育所			
	か所数	定員	入所現員	入所率	か所数	定員	入所現員	入所率
新城市	16	1,500	1,210	80.7	-
北設楽郡	設楽町	4	130	93	71.5	-
	東栄町	2	85	78	91.8	-
	豊根村	1	30	13	43.3	-
	郡 計	7	245	184	75.1	-
合 計	23	1,745	1,394	79.9	-	

(注) 新城市入所現員 1,201 名のうち 1 名は豊橋市からの広域入所。

児童厚生施設

児童に健全な遊びの場を与えて、その健康を増進し又は情操を豊かにするための施設で、児童館、児童遊園が設置されている。

児童扶養手当

父又は母に重度の障害のある家庭、母子家庭又は父子家庭等で、18 歳以下（18 歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童（児童に障害のある場合は 20 歳未満）を育てている方に手当を支給する。

【手当額（月額）】 (平成 28 年 4 月 1 日現在) (単位：円)

区 分	全 部 支 給 者	一 部 支 給 停 止 者
児童 1 人の場合	42,330	42,320～ 9,990
児童 2 人の場合	47,330	47,320～14,990
児童 3 人以上の場合	児童 1 人増すごとに 3,000 円加算	

○支給時期 年 3 回（4 月、8 月、12 月）

○所得制限あり

○併給制限あり

特別児童扶養手当

次のいずれかに該当する 20 歳未満の障害者を育てている方に手当を支給する。

【手当額（月額）】

（平成 28 年 4 月 1 日現在）（単位：円）

区 分		手 当 月 額
1 級	I Q35 以下程度若しくは身体障害 1～2 級程度の方 又は同程度の障害若しくは病状を有する方	51,500
2 級	I Q50 以下程度若しくは身体障害 3 級（4 級の一部 を含む。）程度の方又は同程度の障害若しくは病状を 有する方	34,300

○支給時期 年 3 回（4 月、8 月、11 月）

○所得制限あり

遺児手当

両親又は片親がいない状態若しくは重度の障害等の状態にある家庭の児童〔18 歳以下（18 歳に達した日の属する年度の末日まで）〕を監護又は、養育している方に手当を支給する。

【手当額（児童 1 人月額）】

（平成 28 年 4 月 1 日現在）（単位：円）

区 分	手 当 額	備 考
支給開始 1～3 年目	4,350	○支給時期 年 3 回（4 月、8 月、12 月） ○所得制限あり
支給開始 4～5 年目	2,175	
支給開始 6 年目以降	-	

児童関係手当受給者数

（平成 28 年 4 月 1 日現在）（単位：人）

		児童扶養手当		特別児童扶養手当		遺児手当	
新城市		257	(35)	50	(4)	130	(14)
北 設 楽 郡	設楽町	21	(5)	3	(1)	9	(-)
	東栄町	7	(5)	1	(-)	5	(3)
	豊根村	3	(-)	2	(-)	3	(-)
計		31	(10)	6	(1)	17	(3)
合計		288	(45)	56	(5)	147	(17)

(注) 1 新城市の児童扶養手当認定事務は、新城市が行っている。

2 () は、支給停止者数別掲

9 母子・父子・寡婦福祉

母子家庭等の自立を図るためには、早期の段階においての支援が重要であり、母親自身の精神的安定と自立意欲の助長、就労意欲の醸成を図ることが必要である。

こうした観点から、母子家庭等の初期把握が可能な児童扶養手当申請の際などに、生活全般にわたる相談や職業相談を実施し、母子家庭等の求めに応じて就労に必要な技能習得の促進、就業支援サービスの提供等を行い、母子家庭等が就労により自立できるよう様々な角度から総合的な援助を実施している。

母子自立支援員の設置

母子自立支援員1名を配置し、管内3町村を担当している。母子家庭の母及び父子家庭の父が自立できるよう、自立に向けた相談や就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスや養育費の相談などを行なっている。

なお、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付・償還事務は、管内3町村と豊橋市（中核市）を除く東三河地域の各市（豊川市、蒲郡市、田原市、新城市）を所管する。

母子・父子自立支援員相談指導状況

（平成27年度）（単位：件、％）

区 分		延件数	構成比	区 分		延件数	構成比	
生 活 一 般	住 宅	—	…	経 済 的 支 援 ・ 生 活 援 護	母子福祉資金	貸付	—	…
	医 療 ・ 健 康	—	…			償還	35	66.1
					家 庭 紛 争	—	…	父子福祉資金
	償還	—	…					
	就 労	—	…		寡婦福祉資金	貸付	—	…
	結 婚	—	…			償還	—	…
	養 育 費	—	…		公 的 年 金	—	…	
	借 金	—	…		児 童 扶 養 手 当	2	3.8	
	そ の 他	4	7.5		生 活 保 護	—	…	
小 計	4	7.5	税		—	…		
児 童	養 育	4	7.5	そ の 他	8	15.1		
	教 育	—	…	小 計	45	84.9		
	非 行	—	…	そ の 他	売店設置（法第25条）	—	…	
	就 職	—	…		たばこ販売（法第26条）	—	…	
	そ の 他	—	…		母子世帯向公営住宅	—	…	
小 計	4	7.5	母子福祉施設の利用		—	…		
			母子生活支援施設		—	…		
小 計	—	…	小 計	—	…			
				合 計	53	100.0		

母子、父子、寡婦福祉資金の貸付

母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と向上を図るため、生活に必要な各種資金の貸付を行っている。

(事業開始 母子福祉資金…昭和 28 年度 寡婦福祉資金…昭和 44 年度 父子福祉資金…平成 26 年度)

区 分	貸 付 対 象
母子福祉資金	20 歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子、又は 20 歳未満の父母のいない児童
父子福祉資金	20 歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子、又はその扶養している児童
寡婦福祉資金	子が 20 歳以上となったため、あるいは子がいないため母子福祉資金の貸付を受けることのできない配偶者のない女子 (寡婦)
貸付の種類 (12 種類)	事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金、住宅資金、転宅資金、医療介護資金、生活資金、結婚資金、修学資金、就学支度資金、修業資金

母子家庭自立支援給付金の支給

就業のために職業訓練を受けたり修学する母子家庭の母、父子家庭の父に給付金を支給する。

区 分	給 付 内 容	備 考
自立支援教育訓練給付金	対象講座の受講料の 6 割相当額	平成 27 年度実績なし
高等職業訓練促進給付金	月額 70,500 円 月額 100,000 円 (非課税世帯)	〃

10 障害者福祉

障害者福祉施策は、戦後長らくは主に身体障害者福祉法（昭和20年法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）を中心に、福祉の増進が図られてきた。

平成15年4月から支援費制度が導入され、行政がサービス内容を決定する「措置制度」から障害者自らが福祉サービスを選択し、「契約」する仕組みに転換したが、利用者数増大や財源問題、障害種別間の格差、サービス水準の地域間格差など、新たな課題が生じることとなった。

平成18年10月、障害者自立支援法が施行された。障害種別にかかわらず必要なサービスを利用できるように利用の仕組みを一元化、施設・事業が再編され、市町村が一元的にサービスを提供することが明記された。

平成24年6月、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、この法律により平成25年4月に「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となり、障害者の範囲に難病等が追加された他、障害福祉サービス等の改正が行われた。

身体障害者手帳所持状況

（平成28年4月1日現在）（単位：人）

区分	障害者別内訳					合計	18歳未満	18歳以上
	視覚	聴覚	音声・言語	肢体不自由	内部			
新城市	91	138	17	1,035	683	1,964	16	1,948
設楽町	17	24	2	168	85	296	2	294
東栄町	17	11	2	126	62	218	1	217
豊根村	4	4	1	46	24	79	-	79
合計	129	177	22	1,375	854	2,557	19	2,538

療育手帳所持状況

（平成28年4月1日現在）（単位：人）

区分	障害程度別内訳			合計	18歳未満	18歳以上
	重度（A判定）	中度（B判定）	軽度（C判定）			
新城市	145	124	105	374	74	300
設楽町	26	20	9	55	5	50
東栄町	16	10	8	34	2	32
豊根村	2	4	5	11	3	8
合計	189	158	127	474	84	390

精神障害者保健福祉手帳所持状況

（平成28年4月1日現在）（単位：人）

区分	障害等級別内訳			合計	18歳未満	18歳以上	【参考】自立支援医療（精神医療）受給者数
	1級	2級	3級				
新城市	30	228	62	320	12	308	710
設楽町	5	26	8	39	-	39	54
東栄町	4	14	4	22	-	22	42
豊根村	3	6	-	9	-	9	10
合計	42	274	74	390	12	378	816

障害福祉サービスの実績（平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月利用実績）

	新城市	設楽町	東栄町	豊根村
(1) 訪問系サービス (単位：時間)				
総利用時間数	14,567	404	-	154
〈居宅介護〉	14,131	404	-	154
〈重度訪問介護〉	-	-	-	-
〈同行援護〉	-	-	-	-
〈行動援護〉	436	-	-	-
〈重度障害者等包括支援〉	-	-	-	-
(2) 日中活動系サービス (単位：人日)				
生活介護	25,351	4,884	3,236	1,016
自立訓練（機能訓練）	-	-	-	-
自立訓練（生活訓練）	570	-	-	-
就労移行支援	3,022	-	67	-
就労継続支援（A型）	6,155	264	267	185
就労継続支援（B型）	11,535	666	1,680	235
短期入所	2,466	2	168	-
療養介護（単位：人）（注）	76	12	-	-
(3) 居住系サービス (単位：人)				
グループホーム（注）	574	51	48	34
施設入所支援（注）	643	198	146	24
(4) 相談支援 (単位：人)				
計画相談支援	1,211	113	81	1
地域移行支援	-	-	-	-
地域定着支援	25	-	-	-
(5) 障害児通所サービス (単位：人日)				
児童発達支援	2,613	-	-	-
医療型児童発達支援	-	-	-	-
放課後等デイサービス	3,227	-	-	-
保育所等訪問支援	-	-	-	-
(6) 障害児入所サービス (単位：人)				
障害児入所支援	-	-	-	-
(7) 障害児相談支援 (単位：人)				
障害児相談支援	110	-	-	-

（注）療養介護、グループホーム、施設入所支援は、毎月初日の人員の年度集計（12か月分）を記載

障害者関係手当受給者数 (平成 28 年 4 月 1 日現在) (単位：人)

	特別障害者手当				障害児福祉手当				経過的福祉手当				在宅重度障害者手当
	A種	B種	C種	計	A種	B種	C種	計	A種	B種	C種	計	
新城市	11	25	-	36	6	7	-	13	-	2	-	2	492
北設楽郡	設楽町	1	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-	60
	東栄町	1	3	-	4	-	-	-	-	-	-	-	46
	豊根村	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	11
	計	2	4	-	6	1	-	-	1	-	-	-	117
合計	13	29	-	42	7	7	-	14	-	2	-	2	609

（注）新城市の特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当認定事務は、新城市が行っている。

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当

【手当額（月額）】

（平成 28 年 4 月 1 日現在）（単位：円）

区 分	手 当 額		
	国手当	県手当	計
特別障害者手当 20 歳以上で、精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の者（施設入所者、長期入院者を除く）	26,830	A 種 6,850 B 種 1,050	A 種 33,680 B 種 27,880
障害児福祉手当 20 歳未満で、精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護が必要な在宅の者（障害を事由とした年金の受給者、施設入所者を除く）	14,600	A 種 6,900 B 種 1,150	A 種 21,500 B 種 15,750
経過的福祉手当 20 歳以上で、従来の福祉手当受給者のうち、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれかを受給していない在宅の者（施設入所者を除く）〔障害の程度は、障害児福祉手当と同じ〕	14,600	A 種 6,900 B 種 1,150	A 種 21,500 B 種 15,750

○支給時期 年 4 回（5 月、8 月、11 月、2 月）

○所得制限あり

【参考】 A 種…身体障害 1～2 級かつ I Q35 以下の合併

B 種…身体障害 1～2 級又は I Q35 以下

上記の国の手当受給者のうち、障害の程度及び内容に応じて県の手当を加算して支給する。

在宅重度障害者手当

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当受給者を除く在宅の重度障害者に支給。

ただし、平成 25 年 4 月 1 日の規則改正により、療養介護を行う病院に入院している者、病院又は診療所に継続して三月を超えて入院するに至った者及び刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁された者と、平成 20 年 4 月 1 日の規則改正により、65 歳以上になってから新たに障害者になった者は支給対象外となった。

【手当額（月額）】

（平成 28 年 4 月 1 日現在）（単位：円）

障 害 の 区 分	手 当 額
1 種重度障害者 1 級又は 2 級の身体障害者手帳を有し、かつ知能指数が 35 以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者	15,500
2 種重度障害者 ○1 級又は 2 級の身体障害者手帳を有する者 ○知能指数が 35 以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者 ○3 級の身体障害者手帳を有し、かつ知能指数が 50 以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者	6,750

○支給時期 年 3 回（4 月、8 月、12 月）

○所得制限あり

心身障害者扶養共済制度

1～3級の身体障害者又は知的障害者を扶養している保護者が健康なうちに掛金を拠出し、保護者が死亡又は重度の障害となった場合に障害者に年金を支給する。

(平成28年4月1日現在)

支給額	掛金	・1口当たり 5,600円～23,300円(加入時の年齢により異なる。) ・2口まで加入できる。
	給付金	・年金(保護者が死亡した場合等に支給)1口当たり月額20,000円 ・弔慰金(障害者が死亡した場合に支給)1口当たり30,000円～250,000円(加入期間により異なる。)
	脱退一時金	・脱退者の加入期間により、1口当たり45,000円～250,000円
加入状況		・設楽町 5人 ・東栄町 2人 ・豊根村 1人 (計 8人)

障害保健福祉圏域会議

東三河北部障害保健福祉圏域における障害者等の相談支援体制等に関する課題や情報の共有、問題の解決に向けた検討及び障害福祉計画の検証と策定支援を行なうことを目的として開催している。

- 対象地域 新城市、北設楽郡
- 事務局 新城設楽福祉相談センター

《開催状況》

(平成27年度)

		会議内容
第1回	日時	平成27年9月30日(水)午後1時30分～
	場所	新城保健所 会議室
第2回	出席者	相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所、東三河北部障害者就業・生活支援センター「ウィル」、市町村障害福祉担当、東三河北部圏域地域アドバイザー、県障害福祉課、新城保健所、新城設楽福祉相談センター(計26名)
	議題	①障害福祉計画の進捗状況について ②基幹相談支援センターについて ③愛知県障害者自立支援協議会報告
第2回	日時	平成28年3月10日(木)午後1時30分～
	場所	新城保健所 会議室
第2回	出席者	相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所、東三河北部障害者就業・生活支援センター「ウィル」、新城公共職業安定所、市町村障害福祉担当、東三河北部圏域地域アドバイザー、新城保健所、新城設楽福祉相談センター(計28名)
	議題	①市町村相談支援体制等の状況について ②精神障害者の地域移行支援・地域定着支援について ③地域生活支援拠点等整備について ④連絡事項

1.1 女性相談センター新城設楽駐在室

女性相談員が1名配置され、4市町村を管轄している。

来所相談、定例出張相談及び電話相談等を通じて、福祉事務所等と緊密な連携をとり、要保護女子等の発見と夫婦、離婚、親子、生活等様々な問題を抱える女性の相談指導に従事している。

相談区分別件数

(平成27年度) (単位:件)

主 訴		件数	主 訴	件数		
人 間 関 係	夫 等	夫等の暴力	9	住居問題	-	
		薬物中毒・酒乱	1	帰住先なし	-	
		離婚問題	12	経済 関係	生活困窮	-
		その他	2		借金サラ金	-
	子 ど も	子どもの暴力	-	求 職	-	
		養育不能	-	そ の 他	-	
		その他	-	医療 関係	病 気	-
	親 族	親の暴力	-		精神的問題	-
		その他の親族の暴力	-		妊娠・出産	-
		その他	3	そ の 他	-	
	交 際 相 手	交際相手の暴力	-	不純異性交遊	-	
		同性間の交際相手の暴力	-	売春強要	-	
		その他	-	ヒモ・暴力団関係	-	
	家庭不和		-	5条関係	-	
	その他の者の暴力		-	人身取引	-	
	男女問題		-	ストーカー	-	
その他		23	計	50		

新城設楽地域DV被害者保護支援連絡会議

配偶者から暴力を受けた女性に関わる問題に対して、地域で関係機関が連携して適切な対応を図るため開催する。

日 時	平成27年8月6日(木) 午後1時45分から
場 所	新城保健所 会議室
出席者	新城警察署、新城公共職業安定所、新城市消防本部、新城保健所、市町村担当課、新城保健センター、新城設楽振興事務所県民安全防災課、東三河教育事務所新城設楽支所、健康福祉部児童家庭課、女性相談センター、新城設楽児童・障害者相談センター、女性相談センター新城設楽駐在室(計18名)
議 題	① 愛知県DV対策事業等について ② 平成26年度愛知県女性相談センター相談実績等について ③ 意見交換 ア 各機関のDV関係施策について イ 想定ケースにおける対応等について ④ その他 平成26年度女性相談センター新城設楽駐在室の相談実績について

第5 児童育成課の業務

児童育成課は、児童相談所としての相談・指導、措置決定等の業務、並びに、身体障害者・知的障害者に関する相談支援に対応している。

【児童相談の状況】

1 相談の種類

児童についての相談は、その内容によって、下表のとおり相談種別に分けている。

相談種別		内容
養護 相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の相談	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。
保健	相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）を有する児童に関する相談。
障害 相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む。）、ろう（難聴を含む。）等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。
	重症心身障害相談	重症心身障害児に関する相談。
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談。
非行 相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない児童に関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から同法同条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。
育成 相談	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上のいずれにも該当しない相談。

2 相談・指導等の状況

(1) 相談種類別受付件数

平成27年度の相談種類別・年齢別の相談受付件数は次の表のとおりである。

(単位：件)

	養護		保健相談	障害						非行		育成				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
0歳	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
1歳	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3
2歳	1	4	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-	5	-	13
3歳	2	1	-	-	-	-	-	5	1	-	-	3	-	-	2	-	14
4歳	2	5	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	10
5歳	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	3	-	-	8
6歳	-	2	-	-	-	-	1	4	-	-	-	5	-	5	-	-	17
7歳	3	2	-	1	-	-	-	2	-	-	-	2	-	3	-	-	13
8歳	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-	-	4
9歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2
10歳	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	5
11歳	1	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	3
12歳	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	1	-	-	-	6
13歳	2	2	-	-	-	-	-	4	-	-	1	1	-	-	-	-	10
14歳	1	1	-	-	-	-	-	9	3	-	-	-	-	1	-	-	15
15歳	4	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	7
16歳	1	2	-	-	-	-	-	4	1	1	-	3	-	-	-	-	12
17歳	1	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	11
18歳以上	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
計	28	21	-	1	-	-	1	50	5	1	1	18	2	19	8	-	155
新城市	26	17	-	1	-	-	1	43	5	1	1	12	1	14	8	-	130
設楽町	-	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	1	3	-	-	9
東栄町	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	3
豊根村	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	3	-	2	-	-	8
管外	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	5
26年度	29	18	-	1	-	-	3	35	7	2	3	21	1	16	12	1	149
25年度	20	23	-	1	-	-	6	38	7	-	-	24	4	13	15	2	153
24年度	13	25	-	-	-	-	-	48	14	2	3	28	1	11	16	-	161

(2) 相談種類別対応件数

平成27年度の相談種類別対応件数は次の表のとおりである。

(単位：件)

		面接指導			児童福祉司・児童委員指導	訓戒・誓約	児童福祉施設入所	指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致※	障害児施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん									
養護	児童虐待相談	24	2	-	-	-	-	-	-	/	-	1	27
	その他の相談	18	-	-	-	-	1	-	-	/	-	3	22
	保健相談	-	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	-
障害	肢体不自由相談	-	-	-	-	-	-	-	-	/	1	-	1
	視聴覚障害相談	-	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	-
	言語発達障害等相談	-	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	-
	重症心身障害相談	1	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	1
	知的障害相談	48	1	-	-	-	-	-	-	/	-	-	49
	発達障害相談	5	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	5
非行	ぐ犯行為等相談	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	触法行為等相談	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
育成	性格行動相談	18	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	18
	不登校相談	2	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	2
	適性相談	19	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	19
	育児・しつけ相談	8	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	8
	その他の相談	-	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	-
	計	144	3	-	1	-	1	-	-	-	1	4	154

※：児童福祉法第27条第1項第4号によるもの

(注)受付から対応の間に年度をまたぐ場合や1件の相談受付に対して複数の対応を採る場合等があるため、受付件数と対応件数は必ずしも一致しない。

(3) 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等

平成27年度に行った調査・診断等の件数は次の表のとおりである。

なお、計のうち 1,244件が児童虐待相談に係るものである。

(単位：件)

調査・社会診断指導			医学的 診断指 導	心理診断指導					心理療法 ・カウ ンセリ ング 等	計
児童	保護者	その他		知能 検査	発達 検査	人格 検査	その他 の検査	面接・観 察・指導		
125	239	1,019	9	83	8	-	-	96	326	1,905

3 一時保護の状況

一時保護は、児童福祉法第33条に基づき行うもので、一時保護所に入所させるか、児童福祉施設、里親などに保護を委託して行う。緊急の保護や、児童の行動観察、短期治療などを目的とする。

平成27年度は、14件について、延べ279日の一時保護を行った。

(単位：件、日)

区分	養護		障害	非行	育成	計 (件数)	保護 延日数
	児童虐待	その他					
一時保護所	4	2	-	-	-	6	120
委託 保護	施設	7	1	-	-	8	159
	里親	-	-	-	-	-	...
	警察	-	-	-	-	-	...
	その他	-	-	-	-	-	...
計	11	3	-	-	-	14	279

4 児童福祉施設等への入所状況

平成27年度に里親等への委託・児童福祉施設等への入所措置決定（児童福祉法第27条第1項第3号、同条第2項）、障害児入所給付費支給決定（児童福祉法第24条の3第2項）をした件数、及び、年度末現在の在籍児童数は、次の表のとおりである。

(単位：件、人)

	乳児院	児童養 護施設	情緒障 害児短 期治療 施設	児童自 立支援 施設	里親・ ファミ リーホ ーム	障害児入所施設		指定医 療機関	計
						福祉型	医療型		
入所措置等決定件数	1	2	-	-	-	-	-	-	3
						-	-	-	
年度末在籍数	-	7	-	-	-	2	-	-	9
						-	-	-	

(注)障害児入所施設、指定医療機関については、上段は入所措置、下段は入所給付決定。

5 里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の状況

家庭での養育に欠ける児童を、暖かい愛情と正しい知識をもった家庭的な養育により健全に育てることを目的として、里親、ファミリーホームが推進されている。

(1) 里親への委託状況

当センターが児童を里親へ委託した状況は次の表のとおりである。(平成27年度実績なし)

	27年度新規委託児童数	年度末現在委託中児童数
養育里親	-	-
（再掲）専門里親	-	-
親族里親	-	-
養子縁組希望里親	-	-
計	-	-

(2) 管内里親登録状況

当センター管内の里親登録状況、及び、当センター管内里親の里子受託状況は次の表のとおりである。

(単位：人)

		27年度新規 登録里親数	年度末現在 登録里親数	年度末現在 受託児童数
登録里親数・受託児童数		-	3	1
再 掲	養育里親	...	3	1
	(再掲) 専門里親	...	-	-
	親族里親	...	-	-
	養子縁組希望里親	...	2	-

(注) 養育里親かつ養子縁組希望里親の複数の区分で登録されている里親がいる。

(3) 里親への支援

愛知県では、里親制度の普及と里子委託の推進のため、里親同士の交流を図る里親交流推進（サロン）事業、里親をサポートする養育支援（ヘルパー派遣）事業の実施や、里親会の育成を図り、里親に委託可能な児童は積極的に里親委託を推進するように取り組んでいる。

なお、当センターでは登録里親数が少なく、里親会も東三河全域の組織となっているため、里親関連事業は東三河児童・障害者相談センターと共同で実施することもある。

(4) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の状況

平成27年度現在において、当センターからファミリーホームに委託している事例はなく、また、当センター管内における本事業の実施もない。

6 児童措置費負担金徴収状況

施設入所措置を行った場合には、保護者（扶養義務者）にその負担能力に応じて費用の一部を負担させることとなっている。平成27年度の児童措置費負担金徴収の状況は次の表のとおりである。

(単位：人、件、円)

	調定			収入		
	人数	件数	金額	人数	件数	金額
過年度分	1	7	63,000	-
現年度分	3	20	220,500	1	16	180,000
計	3	27	283,500	1	16	180,000

(注) 件数：負担金は月ごとに調定を行っており、その件数。

収入の人数：全件を完納した人数。（一部納入の人は含まない。）

7 養護相談の状況

(1) 理由別対応件数

平成27年度に対応（前記2の(2)）した養護相談の理由別件数は次の表のとおりである。

(単位：件)

	家出	死亡	離婚	傷病	家庭環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所	-	-	-	1	-	-	-	1
里親委託	-	-	-	-	-	-	-	-
面接指導	1	-	-	1	26	11	5	44
その他	-	-	1	2	1	-	-	4
計	1	-	1	4	27	11	5	49
平成26年度	-	-	-	5	32	10	2	49
平成25年度	-	-	2	2	17	17	2	40
平成24年度	-	-	1	2	13	19	3	38

(2) 虐待相談の状況

(1)の虐待相談の状況は以下の表のとおりである。

ア 相談経路・虐待の種類

(単位：件)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
児童相談所		-	-	-	1	1
福祉事務所		2	-	2	4	8
保健センター		-	-	-	-	-
保育所		-	-	-	-	-
児童福祉施設・指定医療機関		-	-	-	1	1
警察等		1	-	7	-	8
家庭裁判所		-	-	-	-	-
保健所		-	-	-	-	-
医療機関		-	-	-	-	-
幼稚園・学校・教育委員会等		-	-	1	1	2
児童委員		-	-	-	-	-
家族	虐待者本人	-	-	1	-	1
	虐待者以外	-	-	-	-	-
親戚		-	-	-	-	-
近隣・知人		-	-	4	-	4
児童本人		-	-	-	-	-
その他		1	-	-	1	2
計		4	-	15	8	27

イ 被虐待児の年齢・虐待の種類

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
3歳未満	1	-	1	1	3
3歳以上就学前	-	-	6	1	7
小学生	2	-	3	3	8
中学生	1	-	-	3	4
高校生その他	-	-	4	1	5
計	4	-	14	9	27

ウ 親権喪失等審判の請求等

平成27年度中に家庭裁判所に親権喪失等審判の請求、後見人選任の請求を行ったケースはなかった。

(3) 虐待対応関連事業

ア 虐待等児童問題関係機関連絡調整会議

かつてはあらゆる児童相談を児童相談所が対応することとされていたが、児相虐待相談の急増等を背景とした児童福祉法改正により、児童相談に応じることが市町村の業務として明確化された。

当センターでは、関係機関の連絡調整等を行うため、管内の関係機関を構成員とする「新城設楽地域虐待等児童問題関係機関連絡調整会議」を設置している。

会議開催日 平成27年12月14日

参加機関 管内14機関

イ 児童虐待対応弁護士、精神科医師、法医学専門医師

児童虐待の援助に当たっては、法律、医学の専門知識が必要であるため、愛知県では、児童虐待対応弁護士、児童虐待対応精神科医師、児童虐待対応法医学専門医師を設置して、援助に当たっての相談センター職員の相談や、現場での立会業務等の業務を行ってもらっている。

ウ 関係機関職員の研修

市町村等の関係機関職員の研修は県全体で実施されているが、当センターにおいても、管内の主任児童委員、家庭相談員を対象とした研修会を開催した。

実施日 平成28年2月25日

出席者 管内の主任児童委員、家庭相談員 14名

8 障害相談の状況

(1) 療育手帳の交付状況

療育手帳は、知的障害児(者)が一貫した支援を受けられるようにすること及び各種の福祉制度手続きを円滑に行えるようにすることを目的とする障害者手帳制度で、当センターでは管内の知的障害児について交付等を行っている。

平成27年度に新規交付・再交付・再判定を行った件数、及び、年度末現在の管内の手帳所持児童数は次の表のとおりである。

(単位：件、人)

		A判定(重度)	B判定(中度)	C判定(軽度)	計
年度中	新規交付	1	2	11	14
	再交付	-	-	-	-
	再判定	8	8	13	29
	計	9	10	24	43
年度末現在手帳所持児童数		24	17	43	84

(2) 判定書、診断書等の発行状況

関係機関からの依頼や各種証明のため判定書等を発行しているが、平成27年度の状況は次の表のとおりである。

(単位：件)

障害児福祉手当	特別児童扶養手当	就園・就学	就労	障害福祉サービス	その他	計
6	9	4	2	1	1	23

(3) 障害児等療育支援事業への援助

本事業は、障害児施設等が地域の障害児療育グループ等の支援を行うもので、当センター管内地域については、岩崎学園、豊橋あゆみ学園が受託実施している。

当センターでも事業実施への援助をしており、平成27年度には管内での実施に1回参加した。

9 非行相談、育成相談の状況

非行相談は、当センター管轄地域の特徴もあって少ない。

また、不登校相談は、学校、教育委員会、教育事務所での施策の充実により、当センターへの相談は少なくなっている。

育成相談では、ことばの遅れの相談や、対人関係・社会性における発達上の問題に伴う性格行動についての相談が多い。

このような発達上の問題は保健センターが行う健診で発見される場合も多い。当センターでは、個別の相談に応ずる他に、保健センターが行う健診事後指導グループへの援助を行っており、平成27年度は新城市のグループに2回参加して援助を行った。

【障害者相談の状況】

18歳以上の身体障害者・知的障害者に関する当センター管内地域の判定業務は東三河児童・障害者相談センターが所管している。

当センターにおいては相談のみを受けているが、福祉サービス等の決定は市町村が行っていることもあり（第4の10参照）、実際の相談の件数は多くはない。

障害者相談の状況 (単位：件)

身体障害者	-
知的障害者	1

平成28年度版 **福祉行政のあらまし**

平成28年7月発行

発行 愛知県新城設楽福祉相談センター

〒441-1326 新城市字中野6-1

Tel 地域福祉課 0536-23-8051

児童育成課 0536-23-7366